

# 帯広市新型インフルエンザ等対策 業務継続計画

平成 28 年 3 月

平成 28 年 8 月改訂

令和 5 年 11 月改訂

## 目次

1	基本的な考え方	
1・1	背景	1
1・2	業務継続計画の目的	1
1・3	適用範囲	1
1・4	実施体制	1
1・5	他計画との関係	2
1・6	被害想定	2
1・7	発生段階の区分	3
2	発生時継続業務等	
2・1	業務継続の基本方針	4
2・2	業務の仕分け	4
2・3	業務の仕分け作業の注意点	5
3	業務継続体制の整備	
3・1	人員計画	7
3・2	業務継続性の確保に向けた取組	8
4	発生段階別の対策	
4・1	未発生期	10
4・2	海外発生期～道内発生早期	11
4・3	道内感染期	11
4・4	小康期	12
5	感染対策の徹底	
5・1	環境の整備	13
5・2	職員等の健康確認	13
5・3	感染者への対応	14
6	業務継続計画の実施	
6・1	業務継続計画の発動	15
6・2	状況に応じた対応	15
6・3	通常体制への復帰	15
7	業務継続計画の維持・管理等	
7・1	関係機関との連携	16
7・2	研修・訓練の実施	16
7・3	業務継続計画等の見直し	16
別紙1	人員計画	

# 1 基本的な考え方

## 1・1 背景

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスと抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。また、令和元年度から世界中に広がった新型コロナウイルス感染症（COVID-19）など、その感染力の強さから甚大な健康被害や社会的影響が大きい未知の新感染症が今後さらに発生する可能性がある。

こうした事態に対応するため、平成 24 年 5 月に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が制定され、帯広市においても、平成 26 年 6 月に、帯広市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を策定した。また、平成 28 年 3 月には、新型インフルエンザ等の発生時に適切な対応ができるよう「帯広市新型インフルエンザ等対策業務継続計画（BCP）（以下「業務継続計画」という。）を策定し、平成 28 年 8 月に消防広域化の組織変更による改訂をしたものを、令和 5 年 11 月に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生を踏まえた改訂を行うものである。

## 1・2 業務継続計画の目的

帯広市の各課等は、新型インフルエンザ等が発生し、国が緊急事態宣言を発令した場合において、新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施するほか、市民生活への影響を最小限に抑えるため、通常業務を継続する必要がある、関係機関や市民への情報提供、支援を適切に行うことが求められる。

この業務継続計画は、新型インフルエンザ等の発生時に各課がその機能を維持し、必要な業務を継続できるよう、本市が行う業務の優先度に関する基本的な考え方や庁内体制、職員等の感染対策等について整理し、示すことを目的とする。

## 1・3 適用範囲

業務継続計画を適用する範囲は、市長部局、水道部、議会事務局、教育委員会を対象とする。

## 1・4 実施体制

新型インフルエンザ等発生時には、帯広市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成 25 年帯広市条例第 10 号）に基づく帯広市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）が業務継続計画を発動し（「6 業務継続計画の実施」を参照）、

各課等は、市行動計画に定める発生段階に応じて、一部業務を縮小・中断しつつ、必要な業務を実施するとともに、所要の人員の配分を行う。

## 1・5 他計画との関係

帯広市災害時業務継続計画やその関連マニュアル等については、行政機関としての機能維持という共通の目的や方針が存在するほか、要援護対象者に対する考え方等共通する要素が見られる。一方で、震災等の対策と新型インフルエンザ等への対策については、被害の様態やそれを踏まえた対応が相当異なる。そのため、それぞれの業務の特徴等を踏まえ、別個の業務継続計画として策定することとする。

なお、新型インフルエンザ等のまん延時においても地震等の災害が発生するおそれがあり、その場合は、各課において双方のマニュアル等を参考に業務にあたることとなる。

表1 業務継続計画における地震災害と新型インフルエンザ等の相違

項目	地震災害	新型インフルエンザ等
業務継続方針	可能な限り業務の継続・早期復旧を図る	感染拡大状況等を勘案し業務継続レベルを決定する
被害の対象	施設設備・社会インフラ・人的被害が想定される	主として人への健康被害が大きいことが想定される
要援護者対象の考え方	災害発生時の情報提供や安全性の確保、避難所での環境確保等が必要	発生段階に応じた情報提供や感染対策、生活支援等が必要
地理的な影響被害の期間	被害が地域で限局的で、過去の事例から影響想定がある程度可能	被害が国内・世界的な規模で、長期化すると考えられるが不確実性が高く影響予測は困難
発生時状況と対策	兆候がなく突発する被害規模は、事後の対策ではほとんど制御できない	海外発生の場合は、国内発生までの間、体制の準備ができる被害規模は感染対策に左右される

## 1・6 被害想定

### (1) 新型インフルエンザ等発生時の帯広市内被害想定

新型インフルエンザ等発生時の被害想定は、発生時期も含めて、事前にこれらを正確に予測することは不可能であるが、「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」の被害想定に基づき次のとおりとする。

表2 被害想定

N=166,536人(令和2年10月国勢調査)

帯広市における人的被害等想定	
感染・発症者数	約41,600人(人口の25%が罹患)
医療機関の受診者数	約16,900人～約32,500人
入院患者数	約690人～約2,600人
死亡者数	約220人～約830人
職員の出勤率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染ピーク時の約2週間は、職員の出勤率が60%程度まで低下する可能性がある</li> <li>・り患した職員の大部分は、欠勤後1週間から10日間程度で治癒し(免疫を得て)、復帰する</li> </ul>

### 1・7 発生段階の区分

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて取るべき対応が異なることから、発生段階を下記のとおり分類する。

表3 政府行動計画上の発生段階の区分

発生段階	状態
未発生期	・新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
道内未発生期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内のいずれかの都府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態</li> <li>・道内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態</li> </ul>
道内発生早期	・道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
道内感染期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</li> <li>・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む</li> </ul>
小康期	・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

## 2 発生時継続業務等

### 2・1 業務継続の基本方針

新型インフルエンザ等発生時においては、多くの職員が本人の罹患や家族の看病等のため休暇を取得する可能性がある。また、感染者と濃厚接触した職員についても外出自粛要請により、出勤ができなくなる場合も考えられる。さらに新型インフルエンザ等のまん延時には、業務に必要な物資やサービスの確保が困難となる可能性がある。

このような状況下において、職員の生命・健康を守りつつ、必要な業務を継続するためには、職場における感染対策を徹底し、不要不急の業務を中断することにより業務の絞込みを徹底して行い、真に必要な業務に資源を集中させることが必要となる。

以上のことから業務継続の基本方針を表4のとおりとする。

表4 業務継続の基本方針

- 強化・拡充業務については、他業務より優先的に実施
- 一般継続業務については、適切に継続
- 発生時継続業務\*<sup>1</sup>以外の業務については、大幅に縮小又は中断し、人員を発生継続業務に投入
- 感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断
- 業務については、職場における感染対策を徹底し、勤務体制を工夫

\*1 発生時継続業務とは、強化・拡充業務及び一般継続業務のことをいう。

### 2・2 業務の仕分け

新型インフルエンザ等発生時の業務継続に必要な業務について以下のように分類し、優先度区分の指標とする。( )内は「人員計画」での略語として用いるものである。

#### (1) 強化拡充業務(S)

ア 市民生活や市民経済等に及ぼす影響が最小になるように、帯広市新型インフルエンザ等行動計画で取り組むこととされている業務で、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するもの。

イ 新型インフルエンザ等発生時には、状況に応じ、緊急に法令の改正等が必要となる可能性もあり、それに関する業務も該当する。

ウ 新型インフルエンザ等発生時の市内の市民生活や経済の混乱防止、関係機

関や事業者との連携、支援などの業務も該当する。

※強化・拡充業務に区分された業務であっても新型インフルエンザ等対策の事態の進展に応じ、縮小されるものを含むことに留意。

例：市対策本部の運営、情報収集・提供・共有、予防・まん延防止、予防接種、市民生活及び市民経済の安定の確保

## (2) 一般継続業務 (A)

ア 最低限の市民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより市民生活、経済活動や市の基本的機能に重大な影響を与えることから、道内感染期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの。

イ 発生時継続業務を実施・継続するための環境を維持するための業務(庁舎維持管理、情報システム維持、予算・決算、人事管理等)も該当する。

例：災害対策本部の設置・運営等の災害復旧業務、福祉・医療等のサービスの確保、市民生活に直結する各種手当、給付金、貸付金の支給、インフラの管理等

## (3) 縮小業務 (B)

ア 流行中も業務を休止できないが、一般継続業務に該当せず、通常の業務内容を縮小する業務。

例：各種窓口事務、支払事務、各種相談事務等

## (4) 中断業務 (C)

ア 流行の終息後(2か月間程度)に先送りすることが可能な業務。

例：企画、調査、政策立案、地域復興等の不可価値業務等

イ 感染拡大防止などの観点から、積極的な休止等が望ましい業務。

例：集会や研修、イベント等不特定多数の人が同時に集まる機会を提供する事務等

## 2・3 業務の仕分け作業の注意点

### (1) 発生時継続業務の絞り込み

業務の仕分けは、新型インフルエンザ等発生時において真に継続することが必要な業務に資源を集中させるための基礎資料となるものであることから、各課等は個々の業務の精査を行い、職員の出勤率が60%まで低下することも念頭に置きながら、発生時継続業務を必要最小限に絞り込む。

### (2) その他の注意事項

各課等は、発生時継続業務の絞り込みに際しては、次の事項等も考慮する。

ア 中断等による社会的影響の有無

- (ア) 市民の生命・安全の保持に支障があるか。
- (イ) 市民に対し、甘受できない不利益・不公平が発生するか。
- (ウ) 財産の保全、社会機能等の最低限の継続に支障があるか。

イ 市の他の業務への影響の有無

中断により、市の行政機能や対策本部等の業務に支障があるか。

ウ 法令上の処理期限等の有無

法令上の処理期限や業務の実施サイクルの義務付け等があるか。

※国は新型インフルエンザ等の発生時に法令の改正等の可能性について言及している。各種窓口業務や支払事務など法令等で処理期限等が定められている業務については、法令遵守を前提として継続する。

エ 通常の業務実施体制の継続の要否

業務の性格上、発生前とほぼ同様の体制を維持する必要があるか。

※ライフラインの維持、各種監視業務や公共施設の維持管理、危機管理対応など、新型インフルエンザ等発生前とほぼ同様の勤務体制（場合によっては24時間勤務等）が必要な業務か、各種窓口業務や支払事務のように、時差出勤や交代制勤務など業務の実施方法の変更が可能な業務かどうか。

オ その他

- (ア) 流行期間（2か月程度）業務を中断しても、その後の対応が可能か。
- (イ) 感染拡大防止の観点から、積極的な中断等が望ましい業務であるか。

## 3 業務継続体制の整備

### 3・1 人員計画

各課は、あらかじめ各部局の課単位で発生時継続業務と縮小業務及びそれを実施するために最低限必要な人員を把握するとともに、業務の中断により発生時継続業務に配分できる人員を把握し、必要となる人員を確保するため、「人員計画」（別紙1参照）を作成する。また、各課は、人員計画を円滑に運用するとともに、感染リスクを軽減させる方策をとる。

#### （1）人員計画の作成

人員計画では、職員の40%が欠勤することを前提とした上で、発生時継続業務を継続するために必要な人員を所属内で配分する。この際、家族の看護等により出勤が困難になる可能性がある者を把握することに留意する。

#### （2）各課における人員計画の運用

##### ア 未発生期

人員計画の策定により、発生時継続業務と縮小業務の実施に必要な人員を把握するとともに、業務の中断により発生時継続業務に配分できる人員を把握する。

各業務資料の整理と共有化を図り、発生時継続業務を担当する職員が欠勤した場合でも、他の職員が速やかに業務を引き継ぎ、継続できるよう、教育・訓練を実施する。

##### イ 海外発生期

人員計画に基づき、発生時継続業務、必要人員等を確認し、国内発生に備えて、具体的な人員配置分を検討する。

##### ウ 道内発生早期

帯広市インフルエンザ等対策本部の決定を経て、直ちに人員計画に定められた体制に移行する。

職員に対し、人員計画に定められた体制に移行した後に担当すべき業務を指示する。

##### エ 道内感染期

道内発生早期に引き続き、発生時継続業務を確実に実施する。

#### オ 留意事項

道内発生早期から道内感染期には、少ない人員で業務を行わざるを得なくなることから、長時間労働による過労や精神的ストレス等により職員が健康を害することのないように留意する。

### 3・2 業務継続性の確保に向けた取組

#### (1) 業務の代替制の確保

一般継続業務の担当職員が登庁困難となった場合に備え、業務内容の共有化や業務継続計画の整備、代替要員への引継等を適宜行い、発生時に担当職員以外の職員が円滑に当該業務を実施できるよう準備する。

#### (2) 受託業者の業務継続体制の確認

一般継続業務の実施を業者等に委託されている場合は、受託業者が発生時においても当該業務を継続することが可能な体制を整備しているか確認する。また、継続できない場合の対応策のほか、可能である場合でも、何らかの理由により継続が困難になった場合の対応策も合わせて検討する。

#### (3) 感染リスクの低減について

発生段階に応じて職員の通勤や出勤についても時差出勤、在宅勤務等の方法等を検討する。

#### (4) 業務の実施方法の変更

継続する業務についても、感染予防・まん延防止対策の観点から、業務の実施方法や取扱いの変更等を検討する。

##### 【実施方法の変更の例】

- ・ 申請書や届出等の受付を郵送や窓口を縮小して対応
- ・ 対面による相談業務を電話等に変更
- ・ その他会議、打ち合わせ等を中止し電話・FAX、SNS等を活用等

#### (5) 物資サービスの確保

各部局が業務の継続を行うためには、庁舎の管理や警備、清掃・消毒業務、各種設備の点検・修理、消耗品の供給等を発生時においても継続して確保することが必要であり、必要な物資については計画的に備蓄を進める。

#### (6) 情報システムの維持

新型インフルエンザ等に関しては、海外からの情報収集、市民や事業者、関係機関などへの情報発信が重要である。新型インフルエンザ等の被害は人的なものが主であるが、感染拡大により、情報システム関連の委託事業者、メンテナンスサービス等が不足することなども想定し、準備が必要である。

また、市民の不安の高まりによりアクセス数が増加した際のシステム障害等に備えたバックアップ等の検討が必要である。

## 4 発生段階別の対策

### 4・1 未発生期

#### (1) 各課等の取組

- ア 所管する通常業務の休止等による影響を考慮し、業務の優先度等について検討する。
- イ 市行動計画等に基づき、所管業務に関連する新型インフルエンザ等対策業務の具体的な内容を検討する。
- ウ 通常業務の業者への委託にあたっては、受託業者の事業継続体制等を確認する。
- エ 業務を継続する際の感染リスクを考慮し、業務に従事する職員の感染対策を検討する。
- オ 所属職員に対し、発生時の職員としての対応方針や職場内の感染対策、日常生活における留意事項等について周知を図る。
- カ 所属職員の安否情報の取りまとめ等に関する緊急連絡網を整備する。

#### (2) 各部の取組

- ア 部内各課等の業務を取りまとめ、各課等の業務量の偏りに留意し、必要に応じて応援体制を準備する。
- イ 継続する業務の感染対策等の取組状況を把握し、その徹底を図る。
- ウ 市対策本部からの情報を伝達する部内の緊急連絡網を整備する。

#### (3) 職員個人の取組

- 個々の職員は、新型インフルエンザ等から自ら身を守ることの重要性を自覚し、次の事項に主体的に取り組む。
- ア 新型インフルエンザ等に関する知識の習得
  - イ マスク等の感染防護具の確保
  - ウ 消毒液、食料、日用品その他生活必需品の備蓄
  - エ 業務継続計画など、発生時の市や所属部課の対応方針の理解

#### (4) 職員の健康管理

- 人事課は、職員の健康管理のため、新型インフルエンザ等に関する基本情報の収集及び提供について検討する。
- ア 発生国（地域）における新型インフルエンザ等の発生状況の情報収集
  - イ 感染予防に関する留意事項の把握

## (5) 施設管理

施設管理者は施設内での感染予防・まん延防止のため、次の取組を検討する。

- ア 一般来訪者の入場制限及び手指等の消毒、マスク等の着用等の時期及びその方法の検討
- イ 廊下等の清掃・消毒方法（不特定多数の者が触れる可能性のある場所等）
- ウ 一般来訪者が施設内で発症した場合の対応
- エ ロビーその他一般開放スペースの取扱い

## (6) 施設内の事業者及び団体

施設管理者等は、売店や食堂など施設内で営業する事業者や市有施設に入居している団体に対し、感染対策への協力を求めるため、次の事項を検討するよう依頼する。

- ア 営業形態の変更等（販売品目・方法等の変更）
- イ 営業時の感染対策（従業員のマスク等着用、清掃・消毒等の励行等）
- ウ 従業員への啓発（日常生活における行動の留意点等）
- エ 関係事業者との連携（発生時における納入業者の対応の確認等）

## 4・2 海外発生期～道内発生早期

準備段階の取組等が速やかに実施できるよう、警戒体制を強化する。

- (1) 職員の出張への取組を検討する。
- (2) 所属長は、職員（家族等を含む。）の新型インフルエンザ等発生地域及び周辺地域への旅行状況や健康状態を確認する。旅行歴のある職員等が確認された場合は人事課と協議し、当該職員に対し必要な対応を指示する。

## 4・3 道内感染期

### 【道内発生早期】

#### (1) 各課等の取組

- ア 市対策本部の方針に基づき、通常業務を縮小・休止するとともに実施方法を変更する。また、新型インフルエンザ等対策業務に速やかに着手する。
- イ 職員の感染防護具の着用や職場内の机・職員等の配置変更など、業務を継続する際の感染対策を実施する。
- ウ 会議や出張等は、原則として休止する。やむを得ず実施等する場合は、感染対策に万全を期する。
- エ 職員本人及び家族等の健康状態を把握し、インフルエンザ様症状が見られた場合は人事課へ報告する。

#### (2) 各部の取組

- ア 上記（１）に関する部内各課等の取組状況を把握し、その徹底を図る。
- イ 部内各課等の業務量等の変化を踏まえ、必要に応じ改めて応援体制を整備する。

### （３）職員個人の取組

- ア 登庁前に職員本人及び家族等の体温及び健康状態を確認する。
- イ 頻回な手洗いや外出後のうがいの徹底。
- ウ 外出を自粛するなど、日常生活においても感染リスクの高い行動を自粛する。

### （４）職員の健康管理

- ア 人事課は、各課等のインフルエンザ様症状が見られた職員及び家族の健康状況等を取りまとめる。
- イ 各課等が一般継続業務を継続する際の感染対策の徹底を図る。

### （５）施設管理

- ア 入場制限を開始する。
- イ 廊下など不特定多数の者が触れる箇所の清掃・消毒及び換気を徹底する。
- ウ 一般開放スペースを閉鎖する。

### （６）施設内の事業者及び団体

あらかじめ定めた方針に基づき、営業及び運営形態の変更等を行う。

### 【道内感染期】

- （１）各課等は、流行等の状況に応じて、一般継続業務をさらに絞込み、人員等を集中させる。
- （２）道内発生早期に掲げている各課の取組、各部の取組、職員個人の行動、職員の健康管理、施設管理等を徹底する。
- （３）施設内の事業者及び団体は、流行の状況により店舗の休業あるいは運営を中止する。
- （４）国が緊急事態宣言を発令した場合は、措置内容（施設の使用制限、外出の自粛、市有地の使用等）に協力するとともに、市民への理解を図る。

## 4・4 小康期

- （１）市内の流行状況を踏まえ、縮小・休止した業務を再開する。
- （２）流行の第二波に備えた対応を検討する。
- （３）通常の感染対策として感染予防・まん延防止対策を引き続き講じる。

## 5 感染対策の徹底

### 5・1 環境の整備

#### (1) 各課等の取組

所属長は、執務室の配置の見直し（机の間隔を空ける）、十分な換気などの感染対策を実施する。

#### (2) 職員個人の取組

個々の職員は、自ら身を守ることの重要性を自覚し、新型インフルエンザ等に対する正しい理解に努め、日頃から感染対策等に留意する。

#### (3) 職員に対する情報提供

人事課は職員に対し、新型インフルエンザ等対策に関する情報提供や知識の啓発を行う。

#### (4) 施設管理

施設管理者は、施設内での感染拡大・まん延防止を図るため、施設への入庁制限や一般開放スペースの閉鎖等の措置を講じる。

#### (5) 特定接種

特定接種とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行う予防接種をいう。

「新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員」に該当する職員は接種の対象となりうるが、その接種枠・対象・接種順は国の基本的方針により決定される。

人事課は、未発生期から、特定接種の対象となりうる職員に対し、説明と同意を得ておく。

参考) 新型インフルエンザ等対策ガイドライン

平成 25 年 6 月 26 日（令和 4 年 6 月 30 日一部改訂）

V 予防接種に関するガイドライン P 82

### 5・2 職員等の健康確認

発生段階に応じて、職員は登庁前に、本人及び同居している家族等の健康状態を確認（登庁前の体温測定、咳・全身倦怠感等の症状の有無等）し、所属長に報告す

る。所属長は職員等の健康状態を取りまとめ、人事課に報告する。

### 5・3 感染者への対応

#### (1) 職員が感染した場合等の対応

##### ア 職員が感染した場合

職員が新型インフルエンザ等患者であること又は新型インフルエンザ等により患していると疑うに足りる正当な理由が確認された場合、又は感染が疑われる場合は、所属長は人事課に報告の上、必要に応じて、当該職員に対して特別休暇や病気休暇の取得等を指示する。

##### イ 職員と同居の家族等が感染した場合

発症者に濃厚接触の可能性のある職員や家族が発症した職員についても、所属長は人事課に報告の上、当該職員に対して、自宅待機命令等、必要な対応を指示する。

## 6 業務継続計画の実施

### 6・1 業務継続計画の発動

新型インフルエンザ等が市内で発生し、市民への感染対策の必要性や職員の欠勤等により通常業務に支障が生じることが想定される場合、帯広市新型インフルエンザ等対策本部において本計画の発動を決定し、速やかにあらかじめ定めておいた人員体制等に移行する。

各課等は、発生段階に応じて、一部業務を縮小・中断しつつ、必要な業務を遂行するとともに、所要の人員シフトを行う。なお、段階的に業務を縮小・中断（再開）していく方法については、各課等が検討・決定するものとする。

### 6・2 状況に応じた対応

本計画発動後は、事態の進展に応じ、本計画に沿って、人員体制等を変更する。その際、業務遂行上生じた問題等について、帯広市新型インフルエンザ等対策本部に情報を集約し、必要な調整を行う。

### 6・3 通常体制への復帰

市内の流行状況が落ち着き、職員の出勤率も回復してきた場合や、帯広市新型インフルエンザ等対策本部は、通常体制への復帰を検討する。

なお、小康状態の後、第二波、第三波が到来する可能性があることから、感染対策を緩めることなく、第二波、第三波に備えた対応を検討する。

## 7 業務継続計画の維持・管理等

### 7・1 関係機関との連携

本計画について、業務遂行上関係のある保健所や医師会などの関係機関等との連携を確保し、積極的に調整を行う。

### 7・2 研修・訓練の実施

新型インフルエンザ等発生時、本計画を円滑に実行できるように、職員に対し、発生時の対応について周知し、適宜、研修や訓練を実施する。

### 7・3 業務継続計画等の見直し

#### (1) 業務継続計画の見直し

新型インフルエンザ等に関する新しい知見が得られた場合や、行動計画の改訂等が行われた場合には、必要に応じて、業務継続計画の見直しを行う。

#### (2) 人員計画の見直し

人員計画については1年に1回、見直しを行う。

# 別紙1 人員計画

## 人員計画シート

部・(新型インフルエンザ等対策時の部)・課名  
( )

①NO	②区分	③業務名(事務分掌)	④業務内容(分担事務の具体的項目)	⑤資格等	⑥優先度区分	⑦発生段階別実施時期			⑧中断業務
						道内発生 早期	道内(市内) 感染期	小康期	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									

⑨通常時の人員数	
⑩強化・拡充業務(S)の必要人員数	
⑪中断業務(C)の人員数	
⑫必要最低人員数(⑨+⑩-⑪)	0
⑬職員60%時の職員数(⑨×0.6)	0
⑭対応調整可能人員数(⑬-⑫)	0 (人)